

茨城県管理河川県南(竜ヶ崎)ブロックの
減災に係る取組方針

平成30年 3月

茨城県管理河川県南(竜ヶ崎)ブロック減災対策協議会
龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, つくばみらい市,
美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町, 稲敷地方広域市町村圏事務組合,
利根川水系県南水防事務組合, 気象庁水戸地方气象台, 茨城県

目 次

- 1 はじめに
- 2 対象河川
- 3 本協議会の構成員
- 4 減災のための目標
- 5 県南（竜ヶ崎）ブロックの概要と主な課題
 - ・ 流域の概要
 - ・ 主な課題
- 6 現状と課題
 - （1）円滑かつ迅速な避難のための取組
 - （2）的確な水防活動のための取組
 - （3）氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - （4）河川管理施設の整備等に関する取組
 - （5）減災・防災に関する取組
- 7 概ね5年で実施する取組
 - （1）円滑かつ迅速な避難のための取組
 - （2）的確な水防活動のための取組
 - （3）氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - （4）河川管理施設の整備等に関する取組
 - （5）減災・防災に関する取組
- 8 フォローアップ

参考資料 現状，課題，取組一覧表

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風では、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらを踏まえ、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、県南（竜ヶ崎）ブロックの関係11市町村（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町）及び2組合（稲敷地方広域市町村圏事務組合、利根川水系県南水防事務組合）並びに気象庁水戸地方气象台、茨城県は、平成29年5月16日に「茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、「緊急行動計画」に基づき、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 対象河川

本協議会の対象とする河川は、以下のとおりである。

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
小野川	龍ヶ崎市, 牛久市, つくば市, 稲敷市	
乙戸川	龍ヶ崎市, 牛久市, 稲敷市, 阿見町 (土浦市)	県南 (土浦) ブロックと重複
沼里川	稲敷市	
桂川	牛久市, 阿見町	
清明川	美浦村, 阿見町	
花室川	阿見町 (土浦市, つくば市)	県南 (土浦) ブロックと重複
北浦川	取手市	
西浦川	取手市	
谷田川	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, つくばみらい市	牛久沼を含む
西谷田川	龍ヶ崎市 (つくば市 つくばみらい市)	県南 (土浦) ブロックと重複
稲荷川	牛久市 (つくば市)	県南 (土浦) ブロックと重複
新利根川	龍ヶ崎市, 稲敷市, 河内町, 利根町,	
破竹川	龍ヶ崎市, 稲敷市	
大正堀川	龍ヶ崎市, 稲敷市	
羽原川	龍ヶ崎市	
相野谷川	取手市	
羽中川	守谷市	
五反田川	守谷市	
大野川	守谷市	

() 内は、他ブロックに含まれる市町村

3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関		構成員
龍ヶ崎市		市長
取手市		市長
牛久市		市長
つくば市		市長
守谷市		市長
稲敷市		市長
つくばみらい市		市長
美浦村		村長
阿見町		町長
河内町		町長
利根町		町長
稲敷地方広域市町村圏事務組合		管理者
利根川水系県南水防事務組合		管理者
気象庁水戸地方气象台		台長
茨城県		
生活環境部	防災・危機管理局	
	防災・危機管理課	課長
土木部	河川課	課長
〃	土浦土木事務所	所長
〃	竜ヶ崎工事事務所	所長

（順不同）

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

構成機関		
国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	利根川下流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所
独立行政法人	水資源機構	利根川下流総合管理所

（順不同）



茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロック減災対策協議会位置図

4 減災のための目標

平成 29 年 5 月 16 日に開催した第 1 回の本協議会において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県南（竜ヶ崎）ブロックの県管理河川において、以下の項目を 2 本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

5 県南（竜ヶ崎）ブロックの概要と主な課題

【流域の概要】

○霞ヶ浦圏域（乙戸川など48河川）

茨城県の南東部に位置し、北に関東の名山である筑波山、南にはわが国で第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦がある。圏域面積は約2,100km²であり、県人口の約1/3にあたる約97万人の人々が暮らしている。

○小貝川圏域（北浦川など17河川）

茨城県の南部に位置し、北東に筑波山麓を望み、東側に霞ヶ浦、西側に首都圏を控える。圏域面積は約460km²に及ぶ。

○利根川圏域（相野谷川など22河川）

茨城県の南西部、首都近郊に位置し、平坦な地形を活かした可住地を多く有している。圏域面積は約640km²の範囲に及び、これは利根川全体の流域面積の約4%にあたる。

【過去の被害状況】

洪水名	雨量 (48時間)	浸水家屋数			備考
		霞ヶ浦圏域	小貝川圏域	利根川圏域	
昭和22年 9月 台風 9号	215.0	21,509棟			県内全域の合計
昭和33年 9月 台風22号	251.3	1,204棟			〃
昭和36年 6月 梅雨前線	361.0	8,210棟			〃
昭和56年 10月 台風24号	213.5	1,760棟	940棟		圏域内関連 市町村の合計
昭和61年 8月 台風10号	239.0	3,544棟	3,379棟	1209棟	〃
平成 3年 8月 台風10号	195.0			339棟	〃
平成 3年 9月 台風18号	192.0	1,309棟	1,038棟		〃
平成10年 8月 台風 4号	153.0	15棟	60棟		〃
平成23年 9月 台風15号	154.0	8棟			〃
平成25年 10月 台風26号	173.0	421棟			〃
平成27年 9月 台風18号	285.0			3,777棟	〃

【河川改修の状況】

河川改修の状況としては以下のとおりである。

対象河川	施行の場所	延長 (km)	実施内容
乙戸川	小野川合流点(0.0km)～ 荒川沖橋下流(12.7km)	12.7	護岸工
相野谷川	相野谷川橋上流(0.0km)～ 八丁橋下流(5.4km)	5.4	護岸工, 河道掘削
北浦川	大正橋上流(0.0km)～ 国道6号BP橋上流(5.0km)	2.0	護岸工, 河道掘削

【主な課題】

河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化に努める必要がある。

6 現状と課題

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ※現状：○，課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
情報伝達、避難計画等に関する事項	<p>○新たなガイドラインの内容を反映し、地域防災計画を改定中</p> <p>○Lアラートや緊急速報メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備</p> <p>○住民参加の総合防災訓練、避難所開設訓練を実施</p> <p>○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を開催</p>	
	●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要	A
	●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要	B
	●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	C
	●水害に着目した防災訓練の実施が必要	D
	●社会資本整備審議会での答申に基づく水位周知河川への追加指定が必要	E
	●分かりやすい水位情報の提供が必要	F
	●県管理河川で広域避難の必要性の確認が必要	G
	●要配慮者施設が地域防災計画に位置付けられていない	H
	●要配慮者利用施設の施設管理者の意識向上が必要	I
	●浸水する要配慮者施設が不明	J
	●避難行動要支援者数が不明	K

<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>○水害統計調査により浸水実績を把握 ○過去の床下・床上浸水と道路冠水を記録 ○水防災に関する問合せ窓口を設置 ○防災訓練や防災講演会等を実施 ○小学生を対象に防災訓練や授業で水害教育を実施 ○出前講座等を活用した講習会を実施</p> <p>●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図（水位周知河川等）がない L ●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない M ●まるごとまちごとハザードマップをどの程度まで実施すればいいのかわからない N ●正確な浸水実績の把握とデータベース化が必要 O ●住民が水害の事前準備をする際の明確な問い合わせ先がない P ●住民・教員・小学生の水防災意識の更なる向上が必要 Q</p>	
<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>○茨城県河川情報システムにより雨量，水位等の観測データ，河川の状況を把握 ○市の HP にて雨量等の観測データを公表中</p> <p>●水位計等の観測機器の増設が必要</p>	<p>R</p>

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施 ○ポスターやパネル展，消防団車両に募集広告を掲示し水防団員（消防団員）等を募集 ○建設業協会等と協定を締結 <ul style="list-style-type: none"> ●共同点検の継続が必要 ●水防団員の高齢化，減少 ●団員募集の効果的な広報の実施 ●関係機関が連携した水防訓練の実施（継続）が必要 	S T U V
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○水害時に行政機能を維持する BCP を策定 <ul style="list-style-type: none"> ●分かりやすい水位情報の提供が必要 ●浸水区域内に庁舎等が立地しているか不明 ●民間事業者の水防災に関する意識の向上が必要 	F W X

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○台風の対応時等に緊急排水を実施 ○排水訓練等の実施 ○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加 <ul style="list-style-type: none"> ●排水設備を所有していない ●排水が必要な地域が不明 	Y Z
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ●正確な浸水実績の把握とデータベース化が必要 	O

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<p>○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施</p> <p>●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要</p>	A A
河川の適切な維持管理	<p>○出水期前の河川総点検の実施</p> <p>○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施</p> <p>●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要</p> <p>●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要</p> <p>●施設管理者が不明</p>	<p>A B</p> <p>A C</p> <p>A D</p>

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<p>○水害統計調査により浸水実績を把握</p> <p>●正確な浸水実績の把握が必要</p>	○
災害時及び災害復旧に対する支援	<p>○県が実施する講習会へ参加</p> <p>●災害復旧経験者（技術者）の人員不足</p> <p>●職員の技術力向上が必要</p>	<p>A E</p> <p>A F</p>

7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
②	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認	A, B, C, D	平成29年度から順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	E	平成29年度から順次実施	茨城県
④	ICTを活用した洪水情報の提供に向けた検討	F	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
⑤	広域避難体制の構築	G	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	H, I, J, K	引き続き実施	市町村、気象台、茨城県
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	E	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良、周知、活用	L, M, N	平成29年度から順次実施	市町村、茨城県
⑨	浸水実績等の周知	O	平成30年度から順次実施	市町村、事務組合、茨城県

⑩	防災教育の促進	P, Q	平成29年度から順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	R	引き続き実施	市町村, 事務組合, 茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	S	引き続き実施	市町村, 事務組合, 茨城県
②	水防に関する広報の充実	T, U	引き続き実施	市町村, 事務組合, 茨城県
③	水防訓練の充実	V	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
④	水防団体間の連携、協力に関する検討	V	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	F, L	引き続き実施	市町村, 茨城県
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	W, X	平成30年度から順次実施	協議会全体

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	Y, Z	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
②	水害被害軽減地区の指定に向けた検討	○	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	A A	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
②	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	A B, A C, A D	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
③	河川管理の高度化の検討	A B, A C	平成30年度から順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	○	平成30年度から順次実施	市町村, 事務組合, 茨城県
②	災害時及び災害復旧に対する支援	A E, A F	平成30年度から順次実施	協議会全体

8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【取組】 概ね5年で実施する取組

参考資料(1)【現状】

実施する施策	取組内容(案)	対象外														⑤茨城県 現在の取組状況
		①龍ヶ崎市 現在の取組状況	②取手市 現在の取組状況	③牛久市 現在の取組状況	④つくば市 現在の取組状況	⑤守谷市 現在の取組状況	⑥稲敷市 現在の取組状況	⑦つくばみらい市 現在の取組状況	⑧美浦村 現在の取組状況	⑨阿見町 現在の取組状況	⑩河内町 現在の取組状況	⑪利根町 現在の取組状況	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 現在の取組状況	⑬利根川水系県南水防事務組合 現在の取組状況	⑭水戸気象台 現在の取組状況	
(1)大規模氾濫減災協議会の設置																
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	・県南(竜ヶ崎)ブロック協議会設置に向けて、現在取り組んでいる利根川下流域大規模氾濫等に関する減災対策協議会と連携しながら、「龍ヶ崎市取組方針」策定に向けて推進予定	・県南(竜ヶ崎)ブロックにおいて協議会及び幹事会を設置。平成29年度中に取組方針を策定する予定。	・県南(竜ヶ崎)ブロック協議会の構成員として参加する	・つくば市を流れる小貝川及び桜川、谷田川、西谷田川を対象とした協議会に構成員として参加。	実施中	・実施中	・実施中	H29.5.16に県南(竜ヶ崎)ブロックにおいて協議会を設置	・実施中	・協議会により減災対策を図る(H30～)	H29.5.16に県南(竜ヶ崎)ブロックにおいて協議会に参加	H29.5.16に県南(竜ヶ崎)ブロックにおいて協議会を設置	H29.5.16に県南(竜ヶ崎)ブロックにおいて協議会を設置	引き続き対応していく。(H29～)	協議会における取組方針の推進(H29～)
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組																
①情報伝達、避難計画等に関する事項																
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	・整備済み(下館河川事務所・利根川下流河川事務所とのホットライン訓練を例年実施)	利根川・小貝川については構築済み、北浦川・西浦川・相野谷川については未整備。	—	・小貝川・桜川について整備済み。	—	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	・鬼怒川・小貝川については、構築済みであるが、県管理河川については、未実施。	・洪水予報河川(霞ヶ浦)のホットラインは構築済み。	・洪水予報河川(霞ヶ浦)のホットラインを構築済み。	・ホットラインの体制構築(未定)	—	—	—	—	引き続き、洪水予報河川及び水位周知河川以外の水位情報の提供
	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	・「小貝川・利根川洪水避難計画」にて、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成している	洪水予報河川、水位周知河川では氾濫危険水位を設定。	・牛久市には、洪水予報河川、水位周知河川が存在しないので、氾濫危険水位(洪水特別警報水位)及び伝達方法は未設定	・小貝川及び桜川の氾濫危険水位等を参考に避難勧告等の判断基準を設定。	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行なっている	・前ガイドラインに基づいたマニュアルは作成済み	・地域防災計画の見直しを行って、年度内で改訂予定。	—	・洪水予報河川(霞ヶ浦)における洪水想定区域を対象とした避難勧告等の判断伝達マニュアルを策定(H29.8月)。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成(未定)	—	—	—	—	新ガイドラインに基づき見直しが進むよう、引き続き、必要に応じて助言等を実施
	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・防災行政無線を基幹にメール配信サービス、アラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み	防災行政無線、広報車、市HP、メールマガジン、Twitter、Facebookにより広報を実施する。	・アラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み	・アラートや緊急連絡メール、防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、SNS等情報伝達手段の多様化を図っている。	・アラート、緊急連絡メール、防災情報ネットワークシステム、市専用アプリ・SNS等の伝達手段を図っている。	・防災無線、アラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み	・防災行政無線・登録制メール配信サービス・テレフォンサービス・エリアメールにて、情報伝達手段を構築。	・洪水予報河川(霞ヶ浦)における洪水想定区域を対象とした避難勧告等の判断伝達マニュアルを策定(H29.8月)。	・防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、アラートによる情報伝達手段を整備済み	・災害弱者や外国人への伝達方法を検討(H30～)	防災無線設置済 H29～H30でデジタル化工事実施	—	—	—	防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県子レメータシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～)
	避難勧告等発令の対象区域、断続基準等の確認(水害対応タイムライン)	避難勧告の発令に留意したタイムラインの作成	・水位周知河川の谷田川(牛久沼)の洪水浸水予想図がなく、タイムラインの作成が困難である	利根川・小貝川については作成済み、北浦川・西浦川・相野谷川については未整備。	・作成済み	利根川・鬼怒川・小貝川については作成済み	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	・鬼怒川・小貝川は作成済みであるが、県管理河川については検討する。	—	・洪水予報河川(霞ヶ浦)におけるタイムラインを作成済み。	・協議会で情報交換をおこない、作成する(未定)	—	—	—	—	引き続きタイムライン作成を行うその他の河川について気象情報等により対応できるか検討する
	タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	・平成29年度に小貝川・利根川洪水避難訓練を実施(H30.2.14)	検討中。	災害対策本部訓練の中での実施を検討中	・小貝川について、下館河川事務所と訓練を実施。	鬼怒川・小貝川について、下館河川事務所と訓練を実施。	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	—	・洪水予報河川(霞ヶ浦)のホットラインの訓練を実施。	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討(H30)	—	—	—	—	市町村の図上型防災訓練の実施を支援
	住民が参加する避難訓練	・平成28年度に北文間地区での洪水を想定した避難訓練を実施している(H28.6.8)	自治会単位で実施しているところはある。	市の防災訓練として避難所運営訓練を実施	—	市と自治会合同で発災対応型防災訓練を実施している	・総合防災訓練で避難訓練を実施	—	・総合防災訓練で避難訓練を実施	・総合防災訓練、避難所開設訓練において住民参加の避難訓練を実施。	・利根川等の県管理河川の避難訓練から始める(H30～)	—	—	—	—	引き続き実施
	気象情報発令時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)															検証し精度の向上を計る。(未定)
	水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進														水位周知河川への指定基準を策定し、指定を検討する(H29～)
	ICTを活用した洪水情報の提供	・整備済み(防災行政無線・市メール配信サービス・Twitter・Facebook・市公式ホームページ)	—	・実施中(防災行政無線、コミュニティFM放送)	—	—	—	—	—	・整備済み(防災行政無線・町メール配信サービス)。	・今後検討する(未定)	—	—	—	—	防災情報メール配信機能の広報(H29～)
	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等	・「小貝川・利根川洪水避難計画」にて、広域避難を記載している	つくばみらい市、龍ヶ崎市、我孫子市への避難について協議を行っている。	稲敷広域市町村圏事務組合構成市町村において協議中	・茨城県の広域避難検討ワーキンググループに参加	—	稲敷広域市町村圏事務組合構成市町村において協議中	・茨城県の広域避難検討ワーキンググループに参加	—	・稲敷広域市町村圏事務組合構成市町村において協議中。	・事務組合構成市町村による協議会で検討する(H30)	稲敷広域市町村圏事務組合構成市町村において協議中	稲敷広域市町村圏事務組合構成市町村において協議中	—	—	広域避難に関するガイドラインを策定する(H29～)
	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催	H28年、H29年ともに水防法の改正等について要配慮者利用施設、病院等に説明会を実施	検討中。	・浸水想定区域がないため取組み無し	H29.11に国県と実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	連携状況について情報共有を行う(H30～)
		避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検	小貝川・利根川洪水避難計画を策定(H29.3)し、防災訓練等で問題点を確認し、改善を目指している	各担当部署へ連絡済み。昨年度、各施設に避難計画作成状況の調査を実施。	・浸水想定区域がないため取組み無し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	継続した避難確保計画作成の支援。連携状況について情報共有を行う(H30～)
		避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	避難行動要支援者を支援する支援者のマニュアルを完成し、支援者の啓蒙を目指す。(H30.3)	市にて全体計画は作成済み。	・避難行動要支援者個別計画の一部作成	・避難行動要支援者名簿を整備中	—	・避難行動要支援者名簿については、担当課で整備済み。計画についても、今後作成予定。	—	現在策定中	・福祉部門担当課で個別計画を作成している。	—	—	—	—	連携状況について情報共有を行う(H30～)

実施する施策	取組内容(案)	①取手市 現在の取り組み状況	②取手市 現在の取り組み状況	③牛久市 現在の取り組み状況	④つくば市 現在の取り組み状況	⑤守谷市 現在の取り組み状況	⑥稲敷市 現在の取り組み状況	⑦つくばみらい市 現在の取り組み状況	⑧美浦村 現在の取り組み状況	⑨阿見町 現在の取り組み状況	⑩河内町 現在の取り組み状況	⑪利根町 現在の取り組み状況	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 現在の取り組み状況	⑬利根川水系県南水防事務組合 現在の取り組み状況	⑭水戸気象台 現在の取り組み状況	⑮茨城県 現在の取り組み状況	
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																	
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表															新たに水位周知河川に指定した場合は、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)	
	洪水ハザードマップの更新・周知	H29年度中に小貝川、利根川の想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表を済ませて、市で作成している防災の手引きの改訂を行った。ハザードマップは避難(1H30A)、防災の手引きも配布する予定である。	利根川・小貝川については作成済み。北浦川、西浦川・相野谷川については未整備。	・浸水想定区域がないため取り組み無し。	H30.3 作成、全戸配布	・現在更新作業中(平成30年度完成予定)	・前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップは作成済み。更新された浸水想定区域図に対応したハザードマップはH30年度更新予定。	・更新された浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成中	全戸配布・HP掲載	・洪水予報河川(霞ヶ浦)の前回の浸水想定区域の洪水ハザードマップは作成済み。更新された浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成中。	作成後周知(未定)	利根川・小貝川流域の洪水ハザードマップは作成済み				新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)	
	水害ハザードマップの改良、活用		—	作成し配布している。	—	—	—	—	—	全戸配布・HP掲載	—	作成後周知(未定)	—				先進事例等を情報提供する(H30～)
浸水実績等の周知	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・防災行政無線を基幹にメール配信サービス、Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み	・防災行政無線、広報車、市HP、メールマガジン、Twitter、Facebookにより広報を実施する。	・Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み	・Lアラートや緊急連絡メール、防災情報ネットワークシステム、市専用アプリ、SNS等の伝達手段を駆使している。	・Lアラート、緊急連絡メール、防災情報ネットワークシステム、市専用アプリ、SNS等の伝達手段を駆使している。	・Lアラート、緊急連絡メール、防災情報ネットワークシステム、市専用アプリ、SNS等の伝達手段を駆使している。	・登録制メール配信サービスを導入。	村単独でメール配信サービスの実施	・防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、Lアラートによる情報伝達手段を整備。	継続実施	Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み				防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県予報士会との連携や住民への周知を実施(H29～)	
	浸水実績の把握及び周知	谷田川(牛久沼)の災害の把握	市に連絡があった、過去の床下・床上浸水と道路冠水については記録をしている。	・水害統計調査により実施	・水害統計調査を提出 ・不動産業者等に浸水想定区域等を回答している。	—	—	大雨時には、市内の浸水箇所を重点的に監視している	—	—	・浸水範囲が出た後周知する(未定)	—	国・県の水防計画等で情報収集を行う			関係機関と情報共有を図る(H30～)	
	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	設置済み(危機管理課)	設置済み。	・設置済み	—	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、生活経済部交通防災課としている。	—	・安心安全課(防災担当課)が、窓口を兼ねている	—	—	・設置の検討(未定)	—					問い合わせ窓口の拡充(H29～)
防災教育の促進	水防に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	平成29年度に川原地区住民約40名を対象にマイ・タイムライン作成講座を実施した。	毎年防災訓練を実施している他、防災講座を開催したり、出前講座を開催し市民の防災意識の向上に努めている	—	—	—	水防強化月間中に国でパネル展を実施している	—	—	—	—	—	協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)		構成市で計画している	引き続きパネル展等を実施(H29～)	
	教員を対象とした講習会の実施	学校の先生を主体としての取組は実施していないが、1校に1回小学校等で実施している地区防災訓練の中で教育委員会が教職員を対象に防災に関する研修会時に教員も参加している。	検討中。	・検討中	—	検討中	・検討中	—	—	—	—	—	協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)			引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。	
	小学生を対象とした防災教育の実施	防災訓練等にて小学生にも防災教育を実施	検討中。	実施中	・市独自のカリキュラム内で実施	検討中	・授業の中で地域の水害教育を実施	—	美浦村防災訓練時に小学生等の参加を依頼している	—	協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	—				引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。	
	出前講座等を活用した講習会の実施	実施済み	実施中。	実施中	・依頼に応じて実施。	市と市民団体(防災を考える会)と連携し実施。	・検討中	—	—	—	協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	—				引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。	
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																	
危機管理	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	量HP(雨量・河川水位情報システム)を使用	県のHPにて確認。	・市で雨量計(POTEKA:5箇所)を設置済み	・関係機関のHP、河川カメラの映像、雨量計設置	市HP(建築密度気象観測システム、POTEKA)により、公開中	・市で雨量計を設置済み	—	大雨等により冠水する高橋川(用水路)に監視カメラを設置	・観測データは県設置データのみでHPで確認。	協議会で検討する(未定)	—			国・県・市・気象庁のHPにて確認	水位計等の増設を行う(H29～)	
③的確な水防活動のための取組																	
①水防体制の強化に関する事項																	
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	出水前に重要水防箇所等の共同点検に参加、水防資機材の整備を実施している	引き続き必要な資機材を整備する(H29～)
	【再掲】水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	水防団は消防団が兼務しており、通信訓練を実施している	毎年連絡体制の確認を実施し、出水期には運用をしている。	・消防団として連絡体制を構築済み	・連絡体制確認については、毎年1回実施	消防団として連絡体制を構築済み	・整備済み(水防団向け情報配信メールにて伝達)	・消防団として連絡体制を構築済み	美浦村防災訓練時に消防団(水防団)を含めた訓練を実施	・消防団として連絡体制を構築済み	・今後も行う	水防団への連絡体制は整備済み(防災無線(移動系)による伝達訓練を実施している)	連絡体制は整備済み	水防団への連絡体制は整備済み		関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～)	
	水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	国防管理河川については国が実施する点検に参加している	検討中。	・浸水想定区域がないため取り組み無し	・小貝川について、下館河川事務所と点検を実施	・鬼怒川・小貝川は、下館河川事務所と実施	・年1回程度実施	・鬼怒川・小貝川は、下館河川事務所と実施	消防団(水防団)を含めた合同点検を実施している	・洪水予報河川(霞ヶ浦)は関係機関との共同点検に参加している。	協議会で検討(未定)	—	利根川下流河川事務所と実施している	利根川下流河川事務所と実施している			引き続き実施
	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進	実施中	実施中。	消防団員募集に併せ実施	・消防団員募集ポスターを地区の協力店に掲示。 ・消防団率向上募集広告を掲示。	実施中	・ポスターにより募集(消防団)	—	・消防団への入団促進を図る。	・協力団体との募集を検討する(未定)	—	水防団員(消防団員)の募集を実施している				引き続き実施
水防訓練の充実	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	水防団は消防団が兼務しており、通信訓練を実施している	毎年連絡体制の確認を実施し、出水期には運用をしている。	・消防団として連絡体制を構築済み	・連絡体制確認については、毎年1回実施	消防団として連絡体制を構築済み	・整備済み(水防団向け情報配信メールにて伝達)	・消防団として連絡体制を構築済み	美浦村防災訓練時に消防団(水防団)を含めた訓練を実施	・消防団として連絡体制を構築済み	・今後も行う	水防団への連絡体制は整備済み(防災無線(移動系)による伝達訓練を実施している)	連絡体制は整備済み	水防協議会や水防計画で毎年確認している		関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～)	
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	平成28年度に北文開地区での洪水を想定した避難訓練を実施している(消防交通係、陸上自衛隊、市消防団等参加)	毎年実施している。	・2組合合同水防訓練、市消防団訓練での水防訓練を実施	・利根川水系連合・総合水防演習に参加	—	・近隣市町村と実施	・近隣市町村と実施	稲敷市、阿見町、美浦村並びに関係機関等の合同水防訓練を実施している	・洪水予報河川(霞ヶ浦)は水防訓練を実施している。	・今後も参加していく	水防組合による水防訓練に参加	県南水防組合と合同で毎年水防訓練を実施している。	稲敷広域組合と合同で毎年水防訓練を実施している		引き続き実施	
水防団間での連携、協力に関する検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	平成28年度に北文開地区での洪水を想定した避難訓練を実施している(消防交通係、陸上自衛隊、市消防団等参加)	毎年実施している。	・2組合合同水防訓練、市消防団訓練での水防訓練を実施	・利根川水系連合・総合水防演習に参加	—	・近隣市町村と実施	・近隣市町村と実施	稲敷市、阿見町、美浦村並びに関係機関等の合同水防訓練を実施している	・洪水予報河川(霞ヶ浦)は水防訓練を実施している。	・今後も参加していく	水防組合による水防訓練に参加	県南水防組合と合同で毎年水防訓練を実施している。	稲敷広域組合と合同で毎年水防訓練を実施している		引き続き実施	
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・建設業組合長が防災会議委員となっており、建設業等組合に対しては防災について検討を行える体制を構築している。 ・平成29年度小貝川、利根川等洪水避難上型訓練に建設業組合参加	取手市建設業協会と災害時応援協定を締結済み。	・地元建設業者との協定締結済み	・消防団協力事業所表示制度を導入	守谷市災害対策協力会と協定を締結している	・建設者が建設業者と災害時における協定を個別に締結している。	・建設業協会と協定を締結済み	毎年、建設業協会と応急復旧工事に関する協定を実施	・町建設業協会等と協定を締結済み	—	町建設業協会と災害協定を締結				引き続き協定を継続していく	

実施する施策	取組内容(案)	①鹿ヶ崎市 現在の取り組み状況	②取手市 現在の取り組み状況	③牛久市 現在の取り組み状況	④つくば市 現在の取り組み状況	⑤守谷市 現在の取り組み状況	⑥稲敷市 現在の取り組み状況	⑦つくばみらい市 現在の取り組み状況	⑧美浦村 現在の取り組み状況	⑨阿見町 現在の取り組み状況	⑩河内町 現在の取り組み状況	⑪利根町 現在の取り組み状況	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 現在の取り組み状況	⑬利根川水系県南水防事務組合 現在の取り組み状況	⑭水戸気象台 現在の取り組み状況	⑮茨城県 現在の取り組み状況	
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																	
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				水位周知河川への追加指定を検討。県防災情報ネットワークシステムを活用した情報共有を図るため、引き続き、システム操作研修を実施。	
水害時に行政機能を維持するBCPの策定	策定済み	作成中。	・未策定(庁舎は浸水想定区域外)	・未策定(庁舎は浸水想定区域外)	検討中	・検討中	・検討中	—	・策定済。	・水害時BCPの作成(H31)	—	浸水想定区域内に行政拠点は無いと考えている	堤防より高いので浸水することはない。	優先度を決め引き続き対応していく。	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)		
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策	近年の状況を鑑み、順次実施	国土省の河川事務所と鉄道会社と協議を行っている。	・浸水想定区域がないため取り組み無し	・未実施(庁舎は浸水想定区域外)	検討中	・検討中	—	—	・今後検討(未定)	庁舎は高台に建設されている			継続した各浸水対策の作成の支援。	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)		
	浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	自家発電装置のかさ上げ実施済み	市役所は高台にあり、浸水エリア外である。	・浸水想定区域がないため取り組み無し	・整備済み(庁舎は浸水想定区域外)	検討中	・検討中	・実施済み	—	・庁舎は浸水想定区域外。	・移設もしくは耐水処理の検討(H31)	庁舎に非常電源装置が設置されている	浸水想定区域内に行政拠点は無い	事務所所在地は災害対策を実施している	自家発電システム操作訓練等を実施。(未定)	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)	
	水害に対応した企業BCP策定への支援	—	避難訓練実施状況を確認済み。	—	—	—	—	—	—	—	・企業BCP策定への支援を行う(未定)	—			先進事例等を情報提供する(H30～)		
④) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																	
排水施設、排水機械材の活用方法の改善及び排水施設の整備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	台風等の大雨対応時に、緊急排水を行っている	昨年度排水ポンプ車を購入し、今年度排水訓練を実施した。	緊急排水計画なし。未実施	—	—	—	—	—	—	・今後検討する(未定)	—				新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)	
浸水被害軽減地区の指定	浸水実績の把握及び周知	小貝川・谷田川(牛久沼)等の災害の把握	市に連絡があった、過去の床下・床上浸水と道路冠水については記録をしている。	・水害統計調査により実施	・水害統計調査を提出 ・不動産業者等に浸水想定区域等を回答している。	県に過去の浸水実績資料を問合せると計画	—	—	大雨時には、村内の浸水箇所を重点的に監視している	—	・浸水範囲が出た後周知する(未定)	—	国・県の水防計画による		関係機関と情報共有を図る(H30～)		
⑤) 河川管理施設の整備等に関する事項																	
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。															引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める	
	ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。		定期的に施設の点検や清掃を実施している。	定期的に施設の点検や清掃を実施している。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	貯める対策の検討を進める(H29～)	
	出水期前の河川総点検の実施															引き続き実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂除去など適切な維持管理を実施																引き続き優先度を決め対応していく
	地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえて、治水対策を行う。																引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める
近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し																引き続き必要に応じて実施	
種門・種管等の施設の適度な運用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	—	施設管理者(土地改良区)とは毎年協議を行っている。	施設所有者(管理者)が明確でない施設がある	—	管理者を把握している	・管理者の特定を進めている	—	—	—	・調査の実施を検討(未定)	—				占用施設の管理者へ浸水時等の適切な対応を徹底(H29～)	
河川管理の高度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用															ドローンによる調査、測量など最新技術の活用を検討(H30～)	
その他	出水期前の河川総点検の実施															引き続き実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂除去など適切な維持管理を実施															引き続き優先度を決め対応していく	
⑥) 減災・防災に関する国の支援																	
適切な土地利用の促進	浸水実績の把握及び周知	・谷田川(牛久沼)の災害の把握 ・市内内水氾濫地域の把握	市に連絡があった、過去の床下・床上浸水と道路冠水については記録をしている。	・水害統計調査により実施	・水害統計調査を提出 ・不動産業者等に浸水想定区域等を回答している。	県に過去の浸水実績資料を問合せると計画	—	—	大雨時には、村内の浸水箇所を重点的に監視している	—	—	—	国・県の水防計画による		関係機関と情報共有を図る(H30～)		
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	・土砂災害警戒区域の指定を行っている。 ・土砂災害ハザードマップの見直し・警戒区域全戸配布(H29.12)	—	・土砂災害警戒区域を指定済み	—	—	—	—	—	・土砂災害警戒区域を指定済。	協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	—			災害危険区域の指定に係る事例について情報共有を図る(H30～)		
災害時及び災害復旧に対する支援	災害対応力の向上にかかわる取組	・平成29年度中に市内小学校2箇所にてマンホールトイレ(災害用トイレ)を設置した。 ・小貝川下流域大規模氾濫等に関する減災対策協議会 ・排水計画の検討	昨年度、排水ポンプ車を購入した。	実践的な避難所運営訓練の実施	研修会等への参加	県が実施する講習会へ参加を検討	実施中	・研修会等へ参加	—	・水防訓練の実施。	・町建設業協会と災害協定を締結(未定)	—	国県が実施する講習会等への参加	水防訓練の実施	—	引き続き災害復旧講習会を実施するとともに、積極的な参加を呼び掛ける	

参考資料(2)【課題】

															対象外 — 未実施		
実施する施策	取組内容(案)	①駿ヶ崎市 課題	②取手市 課題	③牛久市 課題	④つくば市 課題	⑤守谷市 課題	⑥稲敷市 課題	⑦つくばみらい市 課題	⑧美浦村 課題	⑨阿見町 課題	⑩河内町 課題	⑪利根町 課題	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 課題	⑬利根川水系県南水防事務組合 課題	⑭水戸気象台 課題	⑮茨城県 課題	
(1)大規模氾濫減災協議会の設置																	
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、市、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	「市町村取組方針」のモデル的な取組方針がなく、独自策となっている。そのため、県としてモデルを示してもらいたい	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある。	・取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	・取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	・取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	・取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	・取組について、国・県、市町村で調整、検討していく必要がある。	・協議会により減災対策を図る(H30～)	国、県、協議会構成市町で調整が必要である	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	・取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	・国・県を合わせて10箇所減災対策協議会の委員・幹事となっているため開催への対応が課題	・減災の取組の継続性及び実効性の確保	
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組																	
①情報伝達、避難計画等に関する事項																	
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	水位未周知河川のホットライン体制の未構築	形骸化する恐れがある。	・短時間で水位が上下する河川の対応 ・洪水予報・水位周知河川以外の対応	・形骸化する恐れがある	タイムラインが未作成	・形骸化する恐れがある	・形骸化する恐れがある	形骸化する恐れがある	・形骸化する恐れがある。	・ホットラインの体制構築(未定)	—				・水位周知河川以外(水位計や基準水位のない河川)の対応	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しが必要	・水防法等の改正により見直しが必要 ・指定河川以外での基準が不明確 ・水位未周知河川の避難勧告等の判断伝達マニュアルの検討が必要 ・外国人等の情報伝達について検討する必要あり。	指定河川以外での基準が不明確。	・指定河川以外での基準が不明確 ・観測点によっては、判断基準となる水位に到達する頻度が高くなってしまう場合がある。	・水防法等の改正により見直しが必要 ・ガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要 ・洪水浸水想定区域の見直しに伴い、マニュアルの見直しが必要。	水防法等の改正により見直しが必要	・ガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要 ・洪水浸水想定区域の見直しに伴い、マニュアルの見直しが必要。	・ガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要 ・洪水浸水想定区域の見直しに伴い、マニュアルの見直しが必要。	防炎部局が無く、人員不足	・指定河川以外の基準が不明確。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成(未定)	—				・すべての市町村で新ガイドラインに基づく見直しが行われていない	
	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	外国人等の情報伝達について検討する必要あり。	自治会未加入世帯・外国人の居住エリアについて未把握。	・防災無線設備の老朽化及びデジタル化等への対応 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・アラート、緊急連絡メール、県防災情報ネットワークシステム、市専用アプリ・SNS等の伝達手段を講じている。	・防災無線のデジタル化への対応	・すべての市民に、迅速かつ確かな情報を伝達するには、複数の情報伝達手段を構築する必要がある。	・災害弱者や外国人への情報伝達が不十分。	・災害弱者や外国人への伝達方法を検討(H30～)	災害弱者・外国人への情報伝達					・防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報子システムシステムの認知度不足	
	避難勧告の発令に際してのタイムラインの作成	・避難に要する時間が不明確 ・水位計のない河川での対応ができない ・国が管理している指定河川におけるタイムラインは作成済みだが、県が管理している中小河川に関するタイムラインがない	水位計のない河川での対応ができない。	・避難に要する時間が不明確 ・水位計のない小河川での対応ができない	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・協議会で情報交換をおこない、作成する(未定)	水位計のない河川での対応が困難	—				—
	タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	・河川管理者の発表する水位情報と連携する災害対策本部訓練の実施	日経調整が困難。	・タイムラインが未作成	—	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・タイムラインが未作成 ・日経調整が困難	・実践的な訓練が未実施。	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討(H30)	未実施				—
	住民が参加する避難訓練	・小貝川・利根川洪水避難計画における避難所等の広報不十分	実施している自治会はまだまだ少ない。	・訓練の規模や日経調整が課題 ・水害に着目した訓練の未実施	・日経調整等	想定が地震であるため、河川についても検討していく	・更に水害に着目した訓練の実施	・訓練の規模や日経調整が課題 ・水害に着目した訓練の未実施	訓練の規模や日経調整が課題	・水害に着目したタイムラインに基づく訓練の未実施。	・利根川等の国管理河川の避難訓練から始める(H30～)	自主防止組織における防災意識を高める					—
気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)																・周知・広報の徹底	
水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進															・社会資本整備審議会での審議に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	
ICTを活用した洪水情報の提供	プッシュ型の洪水予報等の情報発信	防災行政無線のデジタル化に向けてどう整備していくか。	メールマガジンを用いてプッシュ型配信を行うことは可能だが、加入者が低い。	・洪水予報河川しか対応していない ・洪水予報河川しか対応していない	・洪水予報河川しか対応していない ・洪水予報河川しか対応していない	・洪水予報河川しか対応していない ・洪水予報がない	・洪水予報河川しか対応していない ・洪水予報がない	・洪水予報河川しか対応していない ・洪水予報がない	プッシュ型の洪水予報等の認識がない	・洪水予報河川しか対応していない。 ・今後検討する(未定)	洪水予報がない					・分かりやすい水位情報の提供	
隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等	広域避難計画の策定	・小貝川・利根川洪水避難計画において広域避難について記載しているが、訓練が未実施。	明確な避難所や、避難開始のタイミング等について明確でない。	・更新された浸水想定区域図の範囲において、広域避難が必要な人口が不明 ・広域避難に係る避難先自治体との調整	・関係自治体との調整	広域避難に係る避難先自治体との調整	・浸水想定区域図の範囲において、広域避難が必要な人口が不明 ・広域避難に係る避難先自治体との調整	・更新された浸水想定区域図の範囲において、広域避難が必要な人口が不明 ・広域避難に係る避難先自治体との調整	防災部局が無く、人員不足	・広域避難に係る避難先自治体との調整。 ・事務組合構成市町村による協議会で検討する(H30)	住民の避難対策	構成構成市町間で会議を開催し策定中	構成市により策定		・県管理河川において広域避難計画の必要性の確認		
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催	要配慮者利用施設計画策定状況の確認を行っている。	施設管理者の認知度が低い。	・浸水想定区域が無い	・施設管理者の認知度の低さ ・対象施設の把握	施設管理者の認知度が低い	・施設管理者の認知度の向上 ・対象施設の把握	・地域防災計画に位置づけがない	施設管理者の認知度が低い 地域防災計画に位置づけがない	—	—	施設管理者の認知度が低い				・説明した内容をどの位理解されたか	・進捗状況の確認
	避難確保計画の策定・継続性確保のための点検	訓練を未だ実施していない。	施設管理者の認知度が低い。	・浸水想定区域が無い	・施設管理者の認知度の低さ ・対象施設の把握	避難確保計画が未作成	・施設管理者の認知度の向上 ・対象施設の把握	・避難確保計画の作成状況の把握	施設管理者の認知度が低い 避難確保計画が未作成	—	—	施設管理者の認知度が低い				・支援の周知・広報	・進捗状況の確認
	避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	計画作成の促進を行う必要あり。	個別計画を作成している施設はまだ少ない。	・難行動要支援者個別計画が一部のみ	・個別計画の策定	個別計画が未作成	・避難行動要支援者数が不明 ・個別計画が未作成	・個別計画が未作成	避難行動要支援者数が不明 個別計画が未作成	—	—	知識・情報等が足りない					・進捗状況の確認

実施する施策	取組内容(案)	①鹿ヶ崎市 課題	②取手市 課題	③牛久市 課題	④つくば市 課題	⑤守谷市 課題	⑥稲敷市 課題	⑦つくばみらい市 課題	⑧美浦村 課題	⑨阿見町 課題	⑩河内町 課題	⑪利根町 課題	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 課題	⑬利根川水系県南水防事務組合 課題	⑭水戸気象台 課題	⑮茨城県 課題	
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																	
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表															・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	
水害ハザードマップの改良、活用	洪水ハザードマップの更新・周知	今後市長への広報の徹底を行う必要あり。	家屋倒壊等	・浸水想定区域が無い。取り組み無し	・小貝川及び桜川(桜橋下流域)以外の洪水浸水想定区域が示されていない。	・基となる洪水浸水想定区域図(水位周知河川等)がない	・予算の確保	・予算の確保	防災部局が無く、人員不足	・浸水想定区域の見直し対応したハザードマップへの更新が未実施。	・作成後周知(未定)	—			・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要		
	内水ハザードマップの作成・周知	谷田川等未周知河川のハザードマップの整備について	過去の実績に基づいて内水ハザードマップを作成しているが、把握できていない箇所がある。	・内水ハザードマップの作成未実施	・基となる浸水想定区域図が未作成	・基となる洪水浸水想定区域図(水位周知河川等)がない	・基となる内水浸水想定区域図がない	・基となる内水浸水想定区域図がない	防災部局が無く、人員不足	—	・作成後周知(未定)	・基となる内水浸水想定区域図がない			・県内に内水浸水想定区域図の事例がない		
	まるとまごちハザードマップの作成・拡充	電柱等への浸水高の表示を検討	どの程度まで実施すればいいのかわからない。	—	—	—	・基となる洪水浸水想定区域図(水位周知河川等)がない	・どの程度まで実施すればいいのかわからない	・どの程度まで実施すればいいのかわからない	防災部局が無く、人員不足	—	・作成の実施(H31)	—			—	
浸水実績等の周知	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	自治会未加入世帯・外国人の居住エリアについて未把握。	・防災無線設備の老朽化及びデジタル化等への対応 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・防災無線のデジタル化への対応	・防災無線設備の老朽化及びデジタル化等への対応 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・防災無線設備の老朽化及びデジタル化等への対応 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	届知等を実施しているが、登録者が増えない	・情報弱者や外国人への情報伝達が不十分。	・継続実施	システム操作方法の習得			・防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報データベースシステムの認知度不足		
	浸水実績の把握及び周知	今後市長への広報の徹底を行う必要あり。	正確な浸水実績が把握できていない。	・正確な浸水範囲や実績が集計できていない	・正確な浸水実績が把握できていない	浸水実績が少なく、正確に把握できるが課題である	・正確な浸水実績の把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	正確な浸水範囲や実績が集計できていない	・過去の実績が把握できていない。	・浸水範囲が出た後周知する(未定)	浸水範囲が示されていない	国・県の水防計画による		・正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない		
防災教育の促進	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	対応窓口が少ない	電話回線数が少ない。	・対応窓口が少ない	—	担当外の職員は対応できない可能性がある	・住民が事前準備をする際の問い合わせ先がない	・住民が事前準備をする際の問い合わせ先がない	防災部局が無く、人員不足	—	・設置の検討(未定)	—			・対応窓口が少ない		
	水防に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	マイ・タイムライン作成講座を川原代地区以外の地区で実施。	出前講座の開催要望はあまり多くはない。	・住民の水防に関する認識が低い	・説明会等を実施する場合の内容の検討	住民の水防に関する認識が低い	・住民の水防に関する認識を高める	・説明会等を行う内容の検討	住民の水防に対する関心がない	—	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	水防災害に係る知識・情報等が足りない			—		
	教員を対象とした講習会の実施	継続的に実施	学校ごとにおける水害リスクについて分析する必要がある。	・教員の水防に関する認識が低い	・講習会の内容の検討	教員の水防に関する認識が低い	・教員の水防に関する認識を高める	・講習会を行う内容の検討	教員の水防に対する関心がない	—	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	講習・教育に係る知識・情報等が足りない			・気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)	—	
	小学生を対象とした防災教育の実施	継続的に実施	学校ごとにおける水害リスクについて分析する必要がある。	・水防に関する認識が低い	・学校関係者との授業数に照らしての調整	水防に関する認識を高める機会がない	・水防に関する認識を高める機会が少ない	・水防に関する認識を高める機会がない	・水防に関する認識を高める機会がない	教育部局と学校間での連携を図る	—	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	講習・教育に係る知識・情報等が足りない		・気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)	—	
	出前講座等を活用した講習会の実施	マイ・タイムライン作成講座を川原代地区以外の地区で実施。	出前講座の開催要望はあまり多くはない。	・水害に対する意識が低い	・水防に関する認識を高める機会が少ない	水防に関する認識を高める機会がない	・水防に関する認識を高める機会が少ない	・水防に関する認識を高める機会がない	・水防に関する認識を高める機会がない	水防に関する認識を高める機会がない	—	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	講習・教育に係る知識・情報等が足りない		・気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)	—	
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																	
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	未周知河川の水位計が未整備(簡易水位計設置の要望)	観測施設の未設置箇所が対応が困難。	・観測施設の未設置箇所が対応が困難	・観測施設の未設置箇所が対応が困難	観測施設の未設置箇所が対応が困難	・観測施設の未設置箇所が対応が困難	・観測施設の未設置箇所が対応が困難	明確な判断基準がない	—	・協議会で検討する(未定)	—		観測施設の未設置箇所が対応が困難		・水位計等の観測機器の増設が必要	
③的確な水防活動のための取組																	
①水防体制の強化に関する事項																	
重要水防団の周知及び水防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	水防訓練参加者が少ない。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大型水防の購入を考えると高価であるが、単数購入により有効活用が出来る。	新技術や資機材はコストがかかる。
	【再掲】水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	全団員の連絡体制の確認を行う必要あり。	連絡が取りにくい分団がある。	—	—	水防活動の訓練が不足している	・情報伝達訓練等を行う必要性	・消防団全体での伝達訓練を実施していない。	消防署・警察等の関係機関との連絡体制を検討する	・伝達訓練は未実施。	・今後行う	災害時における出動団員の確保	出動団員への連絡は、構成市町である。当組合は、構成市町担当者への連絡である	連絡は構成市町による。構成市町との連絡をする		—	
水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	共同点検参加率が低い。	水防団や地域住民の日程調整に苦慮する。	・浸水想定区域が無い。取り組み無し	・地域住民との日程調整	水防団や地域住民の日程調整	・水防団、地域住民の日程調整 ・地域住民の参加が困難	・地域住民の日程調整 ・地域住民の参加が難しい	水防団や地域住民の日程調整 地域住民の参加が難しい	・水防団や地域住民との日程調整が困難。	・協議会で検討(未定)	地域住民の参加が難しい			・共同点検の継続が必要		
	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進	少子高齢化により募集が難しい	全体的に人数が不足している。	・消防団、水防団員の高齢化、減少	・地域の人材不足による水防団員(消防団員)の減少	水防団員の高齢化、減少	・水防団員の不在時が多い時間の対応等	・消防団員の高齢化、減少	人口の減少により消防団員(水防)の確保が困難	・消防団員の減少。	・協力団体との募集を検討する(未定)	水防団員(消防団員)の減少	構成市の消防団運営による		・団員募集の効果的な広報の実施が必要		
水防訓練の充実	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	全団員の連絡体制の確認	連絡が取りにくい分団がある。	—	—	水防活動の訓練が不足している	・情報伝達訓練等を行う必要性	・消防団全体での伝達訓練を実施していない。	消防署・警察等の関係機関との連絡体制を検討する	・伝達訓練は未実施。	・今後行う	災害時における出動団員の確保	出動団員への連絡は、構成市町である。当組合は、構成市町担当者への連絡である	団員への連絡は、構成市消防団、消防本部による		・関係機関との連携強化	
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	関係機関の参加の拡大を行う必要あり。	水防団のみしか参加していない。	・訓練成果の積み上げが必要	—	・水防団や地域住民の日程調整 ・予算の確保	・水防団のみしか参加していない	・指導者不足	水防団・消防署のみしか参加していない	・水防団、消防署のみの参加。	・今後も参加していく	水防団員(消防団員)のみの訓練	県南水防組合と合同で毎年水防訓練を実施している。水防団のみ参加	稲敷広域組合と合同で毎年水防訓練を実施している。	・関係機関との連携強化		
水防団間での連携、協力に関する検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	関係機関の参加の拡大を行う必要あり。	水防団のみしか参加していない。	・訓練成果の積み上げが必要	—	・水防団や地域住民の日程調整 ・予算の確保	・水防団のみしか参加していない	・指導者不足	水防団・消防署のみしか参加していない	・水防団、消防署のみの参加。	・今後も参加していく	水防団員(消防団員)のみの訓練	県南水防組合と合同で毎年水防訓練を実施している。水防団のみ参加	稲敷広域組合と合同で毎年水防訓練を実施している。	・関係機関との連携強化		
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	建設業者全体には対策が行えていない	円滑な協力体制を築いており、今のところ課題はない。	・地元建設業者担当との連絡体制の確立	・担当者同士の関係性の維持	守谷市災害対策協力会と連携していく必要がある	連絡体制の確保 夜間時の連絡体制の確保	—	夜間時の連絡体制の強化	・町建設業者協会等との連絡体制の確立。	—	連絡体制の確保			—		

実施する施策	取組内容(案)	①鹿ヶ崎市 課題	②取手市 課題	③牛久市 課題	④つくば市 課題	⑤守谷市 課題	⑥稲敷市 課題	⑦つくばみらい市 課題	⑧美浦村 課題	⑨阿見町 課題	⑩河内町 課題	⑪利根町 課題	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 課題	⑬利根川水系県南水防事務組合 課題	⑭水戸気象台 課題	⑮茨城県 課題	
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																	
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 ・県防災情報ネットワークシステムの操作方法の周知
水害時に行政機能を維持するBCPの策定	最大想定規模50cm未満の浸水をした際の本部の移転について検討する必要がある。		庁舎が浸水区域内に立地。	・浸水想定区域がない	—	庁舎が浸水区域外に立地	・市役所の支所及び地区センターの一部が浸水区域内に立地	・庁舎が浸水区域内に立地(小貝川)	浸水区域に行政機関があるか不明	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・水害時BCPの作成(H31)	—	浸水想定区域内に行政拠点は無い	浸水想定区域内に行政拠点は無い	・洪水予報(県・国)、土砂災害警戒情報(県)の共同発表において、どちらか一方の首長がダウンした場合は強制発令を行うが備蓄タンクした場合は代行処置は決められていない。	・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策	全域での整備には時間がかかる	鉄道が河川をわたるための橋脚部分において、一部堤防が低くなっている箇所がある。	・浸水想定区域がない	—	幹線道路が浸水区域外に立地	・市役所の支所及び地区センターの一部が浸水区域内に立地	・庁舎が浸水区域内に立地(小貝川)	浸水区域に重要施設があるか不明	—	・今後検討(未定)	—	—	—	・支援の周知・広報	・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	
	浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	最大想定規模50cm未満の浸水をした際の本部の移転について検討する必要がある。	そもそも自家発電装置がない庁舎がある。	・浸水想定区域がない	—	庁舎が浸水区域外に立地	・市役所の支所及び地区センターの一部が浸水区域内に立地	・庁舎が浸水区域内に立地(小貝川)	浸水区域に行政機関があるか不明	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・移設もしくは耐水処理の検討(H31)	非常電源装置設置から約30年経過している	浸水想定区域内に行政拠点は無い	浸水想定区域内に行政拠点は無い	・自家発電装置の場合対応	・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	
	水害に対応した企業BCP策定への支援	企業BCP策定支援は行っていない。	水防災に関する認識が高くない企業もある。	・水防災に関する認識が低い	—	水防災に関する認識が高い	・支援体制の構築ができていない	・該当する企業が不明	企業の水防災に関する認識が低い	—	・企業BCP策定への支援を行う(未定)	知識・情報等が足りない	—	—	—	—	
④) 冠水水の排水、浸水被害軽減に関する取組																	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	鬼怒川・小貝川下流域大規模災害に関する減災対策協議会と排水計画を検討する必要がある。	購入以来、実践での稼働実績がない。	・緊急排水が必要な地域が存在しない	—	排水が必要な地域が不明	・排水設備を所有していない ・排水が必要な地域が不明	・排水設備を所有していない	防災部局が無く、人員不足	—	・今後検討する(未定)	計画策定に係る情報等が少ない	—	—	—	・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	
浸水被害軽減区域の指定	浸水実績の把握及び周知	・小貝川、谷田川(牛久沼)等の災害の把握を行う必要あり。	正確な浸水実績が把握できていない。	・正確な浸水範囲や実績が集計できていない	・正確な浸水実績を把握することが困難	浸水実績が少なく、正確に把握できるかが課題である	・正確な浸水実績の把握ができていない ・浸水した範囲の把握が困難	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	正確な浸水範囲や実績が集計できていない	・過去の実績が把握できていない。	・浸水範囲が出力後周知する(未定)	浸水範囲が示されていない	—	国・県の水防計画による	—	・正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない	
⑤) 河川管理施設の整備等に関する事項																	
財務的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。																	・治水対策の重点化・効率化
ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。	予定なし		数もあまりなく、施設に人が常駐しているわけではなく人手も足りていない。	・ため池等の管理者が不明、全体数が不明	—	地元土地改良区と連携していく必要がある	・ため池等の管理者が不明、全体数が不明	・ため池等の管理者が不明、全体数が不明	・ため池等の管理者が不明、全体数が不明	—	—	予定なし					・貯める対策の推進
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	出水期前の河川総点検の実施																—
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施																・堤防等の状況の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理
	地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえて、治水対策を行う。																・上流部・中流部において浸水被害が発生している。 ・河川堤防など多くの未整備箇所 の整備が必要
	近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し																—
専門・種管等の施設の確実な運用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	水防法改正に基づく管理者変更に伴う調査未実施。	管理施設が多く人手不足。	・所有者が不明な施設がある	—	維持管理作業の高齢化が進んでいる	・施設所有者(管理者)が明確でない施設がある	・管理施設が多く人手不足	防災部局が無く、人員不足	—	・調査の実施を検討(未定)	施設等の現状を把握していない					・老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要 ・施設管理者の特定が必要
河川管理の高度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用																—
その他	出水期前の河川総点検の実施																—
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施																・堤防等の状況の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理
⑥) 減災・防災に関する取組の支援																	
適切な土地利用の促進	浸水実績の把握及び周知	正確な浸水実績が把握できていない。	正確な浸水実績が把握できていない。	・正確な浸水範囲や実績が集計できていない	・正確な浸水実績を把握することが困難	浸水実績が少なく、正確に把握できるかが課題である	・正確な浸水実績の把握ができていない ・浸水した範囲の把握が困難	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	正確な浸水範囲や実績が集計できていない	・過去の実績が把握できていない。	—	浸水範囲が示されていない					・正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	倒壊家屋地域の明示ができていない。	災害危険区域の実態が不明。	・その他の危険区域(区域以外の地域)が存在するか不明	—	災害危険区域の実態が不明	・災害危険区域の実態が不明	・災害危険区域の実態が不明	災害危険区域の実態が不明	・災害危険区域の実態が不明。	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)	災害危険区域の実態が不明					・先進事例の収集と情報共有
災害時及び災害復旧に対する支援	災害対応力の向上にかかわる取組	順次整備のため、時間がかかる	購入以来、実践での稼働実績がない。	・災害復旧に必要な技術力等の向上が必要	・災害復旧経験者の不足	災害復旧経験者(技術者)の不足	災害復旧に必要な技術力等の向上が必要	・災害復旧経験者(技術者)の不足	防災部局が無く、人員不足	・災害復旧経験者の不足。	・町建設業協会と災害協定を締結(未定)	連絡体制の確保	担当者数名で継続して講習会等に参加し人材育成を目指す	災害に対する意識・考え方の統一	—	・職員の技術力向上	

参考資料(3)【概ね5年で実施する取り組み】

実施する施策	取組内容(案)	対象外													⑤茨城県 今後の取組
		①鹿ヶ崎市 今後の取組	②取手市 今後の取組	③牛久市 今後の取組	④つくば市 今後の取組	⑤守谷市 今後の取組	⑥稲敷市 今後の取組	⑦つくばみらい市 今後の取組	⑧美浦村 今後の取組	⑨阿見町 今後の取組	⑩河内町 今後の取組	⑪利根町 今後の取組	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 今後の取組	⑬利根川水系県南水防事務組合 今後の取組	
(1)大規模氾濫減災協議会の設置															
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・順次協議会を設置。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組															
①情報伝達、避難計画等に関する事項															
洪水時に沿河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	・毎年度、連絡網を更新する。(H30～)	・毎年度、連絡網を更新する。(H30～)	—	継続実施(H28～)	・毎年度、連絡網を更新する。(H30～)	・構築されたホットラインの該当者へ周知徹底と情報の毎年更新(H30～) ・毎年度、連絡網を更新する(H30～)	・構築されたホットラインの該当者へ周知徹底と情報の毎年更新(H30～) ・毎年度、連絡網を更新する(H30～)	・毎年度連絡網を更新する。(H30年度～)	・毎年度連絡網を更新する。(H30～)	・ホットラインの体制構築(未定)	・ホットラインの適切な運用を行う(H29～)			引き続き、洪水予報河川及び水位周知河川以外での水位情報の提供
	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	・協議会等により検討する(H30～)	・ガイドラインを参照するとともに気象庁の流域雨量指数による予測等を活用しマニュアルの見直しを検討する。(H30～)	・避難勧告等の発令基準について、H28年度に策定。以降継続的に見直しを行う(H29～)	マニュアル等を参考に随時見直し	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行って行く(H29～)	・ガイドラインを参照するとともに気象庁の流域雨量指数による予測等を活用しマニュアルの見直しを検討する(未定)	・ガイドラインを参照するとともに気象庁の流域雨量指数による予測等を活用しマニュアルの見直しを検討する(未定)	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを検討する。(未定)	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成(未定)					新ガイドラインに基づき見直しが進むよう、引き続き、必要に応じて助言等を実施
	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・システム操作訓練を実施。外国人参加の防災訓練を行う。	・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する。(H30～)	・県防災システム操作訓練を実施する(H29～)。 ・防災行政無線の代替手段を検討する(H29～)。 ・コミュニティFMによる緊急告知ラフオ、防災アプリ導入による住民への確実な情報伝達を検討する。(H29～)	他の手段も検討する。	Lアラート、緊急連絡メール、県防災情報ネットワークシステム、市専用アプリ・SNS等の伝達手段を図っている。	・システム操作訓練を実施 ・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～)	・地域放送のラジオ放送での避難情報の呼びかけを行う災害協定を検討(H29～)	・村単独でメール配信サービスの実施、Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備済み	・情報弱者や外国人への情報伝達方法を検討する。(H30～)	・災害弱者や外国人への伝達方法を検討(H30～)	・災害弱者・外国人への伝達伝達方法を検討(H30～)			防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県予報メールシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～)
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・リードタイムの作成を行う。(未定) ・詳細な気象情報により対応できるように検討する。 ・随時内容を精査・更新する。	・洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(H30)	・リードタイムの作成を行う(未定) ・詳細な気象情報により対応できるように検討する。(H29～) ・超高密度気象観測システム(POTEKA)による降水量等を把握する(H29～)。	随時内容を精査・更新する。	・現在ある水害チェックリストを参考としながら、タイムラインの作成を検討していく(H30～)	・洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(H30～)	・洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(H30～)	・整備に向けて調整、検討を実施する(未定)	・随時内容を精査・更新する。(H30～)	・協議会で情報交換をおこない、作成する(未定)	・協議会で情報交換をおこない、作成する(未定)			引き続きタイムライン作成を行うその他の河川について気象情報等により対応できるように検討する
	タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	・市防災訓練の中(市の園上型防災訓練)で取り組んでいく。(H30～)	・訓練実施について検討する。(H30～)	・災害対策本部訓練の中での実施を検討する。(未定)	継続実施(H28～)	・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する。(H30～)	・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する(H30～) ・市防災訓練の中で(一部)取り組んでいく(H30～)	・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する(H30～) ・市防災訓練の中で(一部)で取り組んでいく。(H30～)	・タイムラインの策定が終了次第、実施を検討する(未定)	・協議会において情報交換を行い実施を検討する。(H30年度～)	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討(H30)	・協議会で情報交換をおこない、実施を検討する(未定)			市町村の園上型防災訓練の実施を支援
	住民が参加する避難訓練	・地区において洪水を想定した避難訓練について継続実施	・今後も継続して実施する。(H30～)	・継続して実施する。(H30～)	避難訓練の実施を検討する。(H30～)	・引き続き、発災対応型防災訓練を実施する	・継続実施(H30～)	・水害に特化した訓練実施について検討する(H30～)	・タイムラインの策定が終了次第、実施を検討する(未定)	・自主防災組織との連携した訓練実施を検討する。(H30～)			構成市の訓練に参加		引き続き実施
	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の表示」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)														検証し精度の向上を図る。(未定)
	水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進													水位周知河川への指定基準を策定し、指定を検討する(H29～)
	ICTを活用した洪水情報の提供	・今後国管理の一級河川のブッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する。(H30～) ・防災行政無線のデジタル化を実施する。(H30～33年度)	・今後国管理の一級河川のブッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する。(H30～)	—	必要性を含め検討。(未定)	・国や県のシステムを利用を検討する(H30～)。	・今後国管理の一級河川のブッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～) ・ブッシュ型の情報発信の必要性について県と協議を行う(H30～)	・今後国管理の一級河川のブッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～)。	・今後検討する(未定)	—	・今後検討する(未定)	・協議会で検討する(未定)			防災情報メール配信機能の広報(H29～)
	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築等)	・PDCAに基づき広域避難計画の深化	・引き続き協議を実施していく。	—	策定に向け検討。(未定)	・浸水エリアに入る人口を把握し、市内施設で収容可能か検討(H30～)	・浸水エリア内の人口を把握し、市内施設で収容可能か検討(H30～) ・協議会を通じて避難先自治体との調整を行う(H29～)	・浸水エリアに入る人口を把握し、市内施設で収容可能か検討(H30～)	—	・事務組合構成市町村による協議会で検討する(H30)	・事務組合構成市町村による協議会で検討する(H30)	・事務組合構成市町村による協議会で検討する(H29～)			広域避難に関するガイドラインを策定する(H29～)
	防災情報等に関する説明会の開催	・引き続き地区防災計画の作成を目指す	・施設管理者への説明会実施を検討する。(H30～)	—	今後検討(H30～)	・洪水浸水想定区域図内にある施設管理者利用施設を把握し、地域防災計画への位置づけを検討する。(H29～)	・施設管理者への説明会の実施を検討(H30～)	・防災計画への施設の位置づけを行う。(H29～) ・洪水浸水想定区域図内にある施設管理者利用施設を把握し、地域防災計画への位置づけを検討する。(H29～)	—	—	—	・避難計画作成を推進する(未定)			逃げ遅れゼロに向け引き続き対応(H30～)
	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	・要配慮者利用施設における避難計画策定の拡大を図る。	・施設管理者への説明会実施を検討する。(H30～)	—	今後検討(H30～)	・災害支援協定連絡会議や要配慮施設の利用施設を通じて、避難計画策定の策定推進を図る。(H30～)	・避難計画の作成(モデル地区)を検討(H30～)	・洪水浸水想定区域図内にある施設管理者利用施設を把握し、地域防災計画への位置づけを検討する。(H29～)	—	—	—	・避難計画作成を推進する(未定)			継続した避難確保計画作成の支援(H30～)
	避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	・関係部局と調整し、避難行動要支援者個別計画の作成を説明、促進を図る。(H30～)。	・作成を呼びかける。(H29～)	—	避難行動要支援者から情報提供についての同意を得る。	・民生委員などの協力を得ながら計画作成を進めていく(H30～)。	・関係部局と調整し、避難行動要支援者の把握を行う(H30～)	・関係部局と調整し、避難行動要支援者の把握を行う(H30～) ・個別計画の計画作成について検討する(H30～)。	・関係部局と調整し、避難行動要支援者の把握を行う(H30～)	—	—	・避難行動要支援者個別計画の作成を促進する(H30～)			進捗状況について情報共有を行う(H30～)

実施する施策	取組内容(案)	①鹿ヶ崎市 今後の取組	②取手市 今後の取組	③牛久市 今後の取組	④つくば市 今後の取組	⑤守谷市 今後の取組	⑥稲敷市 今後の取組	⑦つくばみらい市 今後の取組	⑧美浦村 今後の取組	⑨桐見町 今後の取組	⑩河内町 今後の取組	⑪利根町 今後の取組	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 今後の取組	⑬利根川水系県南水防事務組合 今後の取組	⑭水戸気象台 今後の取組	⑮茨城県 今後の取組	
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																	
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表																新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
水害ハザードマップの改良、周知、活用	洪水ハザードマップの更新・周知	市農林の防災の手引きにおいて小貝川・利根川の浸水想定区域の改訂について反映し、住民に全戸配布(H29)・各町等浸水想定河川についてハザードマップの作成・公表を検討していく。(H30～)	・ハザードマップの更新予定。(H30)	—	作成したハザードマップについての周知(H30～)	・次年度予算要求を行い、作成する(H30～)	・次年度予算要求を行い、作成する(H30～)	年度内中に、ハザードマップ更新業務を完了し、配布する(H30～)	—	—	—	—	—	—	—	—	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
	内水ハザードマップの作成・周知	・必要性を含め検討していく。(H30～)	・定期的に更新を行うとともに、内水発生時の情報収集に努める。(未定)	—	必要性を含め検討。(未定)	・過去の内水実績をもとにしたハザードマップの作成を検討する(H30～)	・過去の内水実績をもとにしたハザードマップの作成を検討する(H30～)	・過去の内水実績をもとにしたハザードマップの作成を検討する(H30～)	—	—	—	—	—	—	—	—	先達事例等を情報提供する(H30～)
浸水実績等の周知	まるとまことハザードマップの作成・拡充	今後、電柱等への浸水高さを表示(未定)	・各種事例や、電柱公告等の利用などを検討する。(H30～)	—	必要性を含め検討。(未定)	・各種事例や、電柱公告等の利用などを検討する(H30～)	・各種事例を参考に、作成を検討する(H30～)	・各種事例や、電柱公告等の利用などを検討する(H30～)。	—	—	—	—	—	—	—	—	先達事例等を情報提供する(H30～)
	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	—	・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する。(H30～)	・県防災システム操作訓練を実施する(H29～)。 ・防災行政無線の代替手段を検討する(H29～)。 ・コミュニティFMによる緊急告知ラッパ、防災アプリ導入による住民への確実な情報伝達を検討する(H29～)	他の手段も検討する。(未定)	・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討(未定)	・システム操作訓練を実施(未定)。 ・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～)	・防災行政無線のデジタル化を行う(H30～)。 ・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～)	・高齢者や外国人に向けた提供サービスも検討していく(未定)	・情報弱者や外国人への情報伝達方法を検討する。(H30～)	—	—	—	—	—	—	防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ホールサイト)や茨城県テレワークシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～)
水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	浸水実績の把握及び周知	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・正確な浸水範囲の把握に努める。(H29～)	—	継続実施(H28～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・引き続き監視を実施し、実績の集計等を検討していく	—	—	—	—	—	—	—	関係機関と情報共有を図る(H30～)
	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・電話回線の増加を図っていく。(H30～)	・引き続き実施していく。(H30～)	引き続き継続	今後検討(H30～)	・継続していく	・問合せ窓口の設置について、検討する(H29～)	・問い合わせ窓口は、安心安全課内で対応する。問い合わせの状況を見て検討する(H30～)	—	—	—	—	—	—	—	—	問い合わせ窓口の拡充(H29～)
防災教育の促進	水防に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	・市内浸水想定区域対象地区においてマイ・タイムライン作成講座を実施することについて継続実施(H30～)	・引き続き実施していく。(H30～)	—	今後検討(H30～)	・引き続き、国と協議し実施していく	・水害リスクの想定できる地域への説明会の開催を検討する(H30～)。 ・広報紙への掲載、新たなハザードマップを作成・配布する(H30～)。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	訓練参加の消防団員に自然災害についての意識付けから始める
	教員を対象とした講習会の実施	・教育委員会と連携した講習会等の実施について検討する(H30～)。 ・防災訓練への参加、他機関が行う研修会への参加を促す(H29～)	・開催について検討する。(H30～)	・避難所運営訓練への参加を促進する(H29～)。	今後検討(H30～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	・教育委員会等の関係機関との協議を検討する(H30～)。 ・防災訓練・研修会等の参加を促す(H29～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。
	小学生を対象とした防災教育の実施	・各地区の小学校等での防災訓練を継続実施	・開催について検討する。(H30～)	・避難所運営訓練の一環として実施を検討する(H30～)。	継続実施(H28～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	・現在の取組みを継続して行う(H30～)。 ・教育委員会等の関係機関との協議を検討する(H30～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。
出前講座等を活用した講習会の実施	・市内浸水想定区域対象地区においてマイ・タイムライン作成講座を実施することについて継続実施(H30～)。 ・地域における出前講座について継続実施	・引き続き実施していく。(H30～)	・継続的に実施する(H30～)。	継続実施(H28～)	・必要に応じて実施(H30～)	・出前講座等の実施を検討する(H30～)	・引き続き出前講座を開催する。(H29～)。 ・必要に応じて実施(H30～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																	
危機管理	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・堰や鼠のシステムを活用していく(H29～)。 ・水位計の増設を検討・調整し整備を図る(H30～)。	・堰や鼠のシステム活用していく。(H29～)	—	継続して情報源を模索する。	・超高密度気象観測システムの定期メンテナンスを実施(H27～)	・堰や鼠のシステムを活用していく(H29～)。 ・地元と水位計設置箇所を調整し、鼠と整備を進める(H30～)。	・引き続き実施する	—	—	—	—	—	—	—	—	水位計等の増設を行う(H29～)
③的確な水防活動のための取組																	
①水防体制の強化に関する事項																	
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	新しいことではないので、他の機関の訓練などを参考していきたい
	【再掲】水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・市内全消防団員の連絡体制を確認する。(H30～)	・引き続き実施していく。(H30～)	—	継続実施(H28～)	・毎年出水期前に連絡体制等の点検を行う(H29～)	・水防団等も含め伝達訓練を行う(H30～)	・消防団を含めた伝達訓練を行う(H30～)	・引き続き実施する	・水防団を含めた伝達訓練の実施を検討する。(H30～)	・今後行う	・継続実施	・継続実施 構成市町担当者への連絡。	・継続実施	—	—	関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～)
水防に関する広報の充実(水防団破壊に係る取組)	水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	・下館河川事務所、利根川下流河川事務所が実施する共同点検に引き続き参加する。	・一般市民の参加について検討する。(H30～)	—	継続実施(H28～)	・管理者が実施する共同点検に参加する(促す)(H30～)	・管理者が実施する共同点検に参加する(促す)(H30～)。 ・他地区の水防訓練等に参加し、技術力の向上を図る(H30～)	・管理者が実施する共同点検に参加する(促す)(H30～)。 ・地区役員等の参加を検討する(H30～)	・地域住民の参加を検討する。(H30～)	・協議会で検討(未定)	・協議会で検討する(未定)	・継続実施 河川管理者が実施する共同点検に参加する。	・各自主防災組織に対して構成市により働きかけが必要か検討中	—	—	—	引き続き実施
	水防に関する広報の充実(水防団破壊に係る取組)	・のぼり旗の作成、消防団応援の旗の整備を実施。 ・広報誌、HPなどの活用を検討する(H30～)。 ・消防団とあわせた団員の募集する(H30～)。	・引き続き実施していく。(H30～)	—	継続実施(H28～)	・引き続き、消防団の加入促進を図っていく	・広報誌、HPなどの活用を検討する(H30～)。 ・消防団員の募集する(H30～)。	・広報誌、HPなどの活用を検討する(H30～)。 ・消防団員の募集する(H30～)。	・消防団(水防団)の募集を実施していく(未定)	・協議会で検討(未定)	・協議会で検討する(未定)	・協力団体との募集を検討する(H30～)	—	—	—	—	引き続き実施
水防訓練の充実	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・水防団を含めた伝達訓練を行う(H30～)。	・引き続き実施していく。	—	継続実施(H28～)	・毎年出水期前に連絡体制等の点検を行う(H29～)	・水防団等も含め伝達訓練を行う(H30～)	・消防団を含めた伝達訓練を行う(H30～)	・引き続き実施していく。	・水防団を含めた伝達訓練の実施を検討する。(H30～)	・今後行う	・継続実施 構成市町担当者への連絡。	・継続実施	—	—	—	関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～)
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・継続して訓練に参加し、技術力の向上を図る(H30～)	・引き続き実施していく。	—	継続して参加。	・他地区の水防訓練に参加し、技術力の向上を図ることを検討する(H30～)	・水防管理者が行っている訓練に地域住民等に参加又は見学を検討する(H30～)	・防災訓練に水防を取り入れ、技術力の向上を図る(H30～)。	・引き続き実施していく。	・引き続き参加する。(H30～)	・今後も参加していく	・継続実施 県南水防組合と合同で毎年水防訓練を実施していく。	・継続実施	—	—	—	引き続き実施
水防団間での連携、協力に関する検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・継続して訓練に参加し、技術力の向上を図る(H30～)	・引き続き実施していく。	—	継続して参加。	・他地区の水防訓練に参加し、技術力の向上を図ることを検討する(H30～)	・水防管理者が行っている訓練に地域住民等に参加又は見学を検討する(H30～)	・防災訓練に水防を取り入れ、技術力の向上を図る(H30～)。	・引き続き実施していく。	・引き続き参加する。(H30～)	・今後も参加していく	・継続実施 県南水防組合と合同で毎年水防訓練を実施していく。	・継続実施	—	—	—	引き続き実施
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・タイムラインに反映していく。(H30～)。 ・建設業協会との連絡体制を確立する(H30～)。	・連携を密にしていく。(H30～)	・建設業協会との連絡体制を確立する(H30～)。	継続実施(H28～)	・毎年度、連絡網を更新する(H30～)	・協定等を含め、支援体制の構築を検討(H30～)	・必要に応じて、協定内容の見直しを行う(H30～)	—	—	—	・継続実施	—	—	—	—	引き続き協定を継続していく

実施する施策	取組内容(案)	①鹿ヶ崎市 今後の取組	②取手市 今後の取組	③牛久市 今後の取組	④つくば市 今後の取組	⑤守谷市 今後の取組	⑥稲敷市 今後の取組	⑦つくばみらい市 今後の取組	⑧茨城県 今後の取組	⑨桐生町 今後の取組	⑩河内町 今後の取組	⑪利根町 今後の取組	⑫稲敷地方広域市町村圏事務組合 今後の取組	⑬利根川水系雨水防事務組合 今後の取組	⑭水戸気象台 今後の取組	⑮茨城県 今後の取組		
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水位周知河川への追加指定を検討。県防災情報ネットワークシステムを活用した情報共有を図るため、引き続き、システム操作研修を実施。	
水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・策定済みのBCPを機構改革等に含ませて見直しを検討する。(H31～)(予定)	・今年度、独立した計画書を策定した。今後、訓練や実践を通じて、計画書の見直しを行っていく。	—	浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・計画策定のための検討をする。(H30～)	・計画策定のための検討をする。(H30～)	・計画策定のための検討をする。(H30～)	・計画策定のための検討をする。(H30～)	—	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・水害時BCPの作成(H31)	・計画作成の検討を行う(H30～)	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	優先度を決め引き続き対応していく。	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)		
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の耐水化)	・新幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策(H29～)	・既存設備の浸水対策の継続検討(H29～)	—	浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・浸水想定区域図や過去の実績により確認し、計画策定を行う(H29～)	・代替施設の選定や、既設設備等の浸水対策の検討を行う(H30～)	・代替施設の新たな選定を実施(H29～)	—	—	—	・今後検討(未定)	・継続実施	—	—	継続した各浸水対策の作成の支援。	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)		
浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・市会庁舎が50cm未満の浸水をした場合の災害対策本部移転計画を検討する。(未定)	・自家発電装置設置要望を検討する。(H30～)	—	耐水化等は不要	・耐水対策の検討(H29～)	・自家発電装置の高所化の検討(H30～)	・自家発電装置の高所化(H29)	—	—	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・移設もしくは耐水処理の検討(H31)	・装置等の更新等の検討(未定)	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	自家発電システム操作訓練等を実施。(未定)	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)		
水害に対応した企業BCP策定への支援	・企業向けの講演会の開催を検討する(H30～)	・浸水エリアの企業に対しハザードマップを配布を検討する。(H30～)	—	今後検討(H30～)	・浸水エリアの企業にハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める等の活動を検討する(H30～)	・浸水エリアの企業にハザードマップと水害リスクの認識を高める(H30～)	・浸水エリアの企業にハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める(H30～)	—	—	—	・企業BCP策定への支援を行う(未定)	・企業BCP策定への支援を行う(未定)	—	—	先導事例等を情報提供する(H30～)	先導事例等を情報提供する(H30～)		
④) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																		
排水施設、排水資源材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	・今後排水訓練について検討する。(H30～)	・継続して排水ポンプ車の排水訓練を実施していく。(H30～)	・浸水想定区域がない	今後を検討する。(H30～)	・県で公表した浸水継続時間をもとに、計画等(直轄へポンプ車の要請を含め)を作成する(H30～)	・国の排水ポンプ車を貸与により使用できるよう国で実施の排水ポンプ車使用訓練へ参加(H29～)	—	—	—	—	・今後検討する(未定)	・協議会で情報交換をおこなっていく(H30～)	—	—	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)		
浸水被害軽減地区の指定	浸水実績の把握及び周知	・正確な水害統計の実施等に努める。	・正確な浸水範囲の把握に努める。(H29～)	・県からの正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める(H30～)。	継続実施(H28～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・正確な浸水区域の把握(水害統計を正確に実施等)に努める(H30～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・引き続き監視を実施し、実績の集計等を検討していく(未定)	・過去の浸水実績の把握に努める。(H30年度～)	・浸水範囲が出た後周知する(未定)	・協議会で検討する(未定)	協議会で情報を集める	—	—	関係機関と情報共有を図る(H30～)		
⑤) 河川管理施設の整備等に関する事項																		
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。																引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める	
	ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。	・ため池等の現状及び整備について検討する。(H30～)。	・引き続き点検や清掃を実施していく。(H30～)	—	今後検討(H30～)	・地元土地改良区などに調査を行い、把握する(H30～)	・地元土地改良区などに調査を行い、把握する(H30～)	・地元土地改良区などに調査を行い、把握する。(H30～)	—	—	—	—	—	—	—	—	貯める対策の検討を進める(H29～)	
	出水期前の河川総点検の実施																引き続き実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂除去など適切な維持管理を実施																	引き続き優先度を決め対応していく
	地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況減下能力等を踏まえて、治水対策を行う。																	引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める
近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し																	引き続き必要に応じて実施	
堤門、樋管等の施設の確かな運用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	・水防法改正に基づく管理者変更に伴う調査を実施する(H30～)。	・今後も施設管理者(土地改良区)との協議を行っていく。(H30～)	—	今後検討(H30～)	・地元区長等に依頼し、樋管操作員の確保を図る(H30～)	・地元区長等に依頼し、出水時の対応を依頼する(H30～)	・施設管理者(土地改良区等)との協議検討する。(H30～)	—	—	—	・調査の実施を検討(未定)	・施設等の調査を検討する(H30～)	—	—	—	占有施設の管理者へ浸水時等の適切な対応を徹底(H29～)	
河川管理の高度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用																ドローンによる調査、測量など最新技術の活用を検討(H30～)	
その他	出水期前の河川総点検の実施																引き続き実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂除去など適切な維持管理を実施																引き続き優先度を決め対応していく	
⑥) 減災・防災に関する取組																		
適切な土地利用の促進	浸水実績の把握及び周知	・正確な水害統計の実施等に努める。	・今後も関係機関で情報を共有し、対応について連携していく。(H30～)	—	継続実施(H28～)	・今後検討する。(H30～)	—	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	—	—	—	—	—	—	—	—	・正確な浸水区域の把握に努める(H30～)	関係機関と情報共有を図る(H30～)
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	・側溝や家屋敷地についてハザードマップの防災の手引き等で明示する。(H30～)	・災害危険区域の実態把握に努める。(H30～)	・継続して検討する(H30～)。	該当の有無を今後検討。(未定)	・浸水被害軽減地区の候補地について情報共有を図る(H30～)	・浸水被害軽減地区の候補地について情報共有を図る(H30～)	・浸水被害軽減地区の候補地について情報共有を図る。(H30～)	—	・災害危険区域の実態把握に努める。(H30～)	・協議会で情報交換をおこなう、実施を検討する(未定)	・協議会で情報交換をおこなう、実施を検討する(未定)	—	—	—	—	災害危険区域の指定に係る事例について情報共有を図る(H30～)	
災害時及び災害復旧に対する支援	災害時及び災害復旧に対する支援	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す。(H29～)	・まだ稼働実績がないので、稼働に備え準備を整えておく。(H29～)	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す。(H29～)	継続して参加。	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す(H29～)	引き続き災害復旧研修会を開催するとともに、積極的な参加を呼び掛ける(H30～)	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す。(H29～)	—	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す。(H30～)	・町建設業協会と災害協定を締結(未定)	・継続実施	—	—	・国県が実施する講習会等への参加(H30年度～)	・国・県の訓練、過去の水害経験者の話など災害を経験していない消防団員に伝えていく	引き続き災害復旧講習会を実施するとともに、積極的な参加を呼び掛ける	